

新型コロナウイルス感染症対策 BCP レベル2における 学生行動指針

旭川医科大学
(August 6, 2021)

I. 授業方針	2 ページ
II. 地域移動後の自宅検疫と 健康チェックについて	3 ページ
III. 学生団体活動方針	4 ページ
IV. 日常生活における注意 事項 (相談窓口一覧)	4 ページ

I. 【授業方針】

1. 講義（座学授業）について

夏休み明けは、医学科・看護学科の全学年で、引き続き、講義は分散登校（半数：登校，残り半数：オンライン授業（manaba+Zoom））とします。

【変更点】登校グループの学生は、登校して授業を受けてください（ワクチン接種の有無にかかわらず）。登校グループの学生の出席確認は出席カードで行いますので教員の指示に従ってください。なお、この変更は、大学における対面での学生間、学生-教員間のコミュニケーションを少しでも回復させるためのものです。なお、感染状況によっては中止する場合があります。

※体調不良がある場合、登校グループの学生は登校せずにオンライン受講に切り替えることが可能です。その場合、授業開始前までに E メールで学生支援課（online-lessons@asahikawa-med.ac.jp）に別紙「オンライン受講申請書」により登校できない具体的な理由とオンライン受講を申請してください。授業開始前までに必要事項を記載した「オンライン受講申請書」を学生支援課教務係が受信しなかった場合、その授業については欠席扱いとなります。

※出席カードの取扱いなどの出席確認における不正行為は学生懲戒の対象となります。

※「オンライン授業受講者一覧」を manaba 登録全教員のコースに掲載します。

教職員の皆さんには、学生の登校状況を毎回確認していただくようお願いしています。

なお、夏休み前から実施している manaba の小テストには引き続き全員が回答してください。

登校グループの学生：出席カード+小テスト

オンライン授業の学生：小テスト

2. 実習・演習について（臨床実習・臨地看護学実習を除く）

実習や演習については、引き続き、オンライン又は対面で行います。科目・コマ毎に形態が異なりますので、コーディネーターの先生からの指示に従ってください。

- ・オンラインで実施することが可能な科目は、manaba+Zoomで行います。
- ・対面で行う実習・演習については、登校する学生数は各科目で異なります。安全に実施できると担当教員が判断した場合には、実習・演習を全員登校で実施することもあります。

なお、実習・演習科目で Zoom を利用する場合は、担当教員が科目毎にミーティング ID・パスコードを設定し、manaba「各科目のコース」でお知らせします。

3. 臨床実習・臨地看護学実習について

臨床実習・臨地看護学実習については、引き続き、感染対策を講じたうえで対面での実習（一部オンライン実習を併用）を継続します。

学生・教員の皆さんには、感染対策にご配慮いただき、実習が継続できるようご協力をお願いします。（学生の受入講座等の教員の皆さんには、実習内容に応じた感染対策を講じていただくよう重ねてお願いいたします。）

4. 試験について

定期試験等については、原則登校で実施予定ですが、オンライン試験を実施する科目も一部あります。感染状況等により変更する場合は、別途お知らせします。

II. 【地域移動後の自宅検疫と健康チェックについて】

1. 学生が移動した場合に、帰宅後14日間の自宅検疫（登校不可）を要する地域について

北海道は再び「まん延防止等重点措置」が適用され、札幌市は、令和3年8月31日（火）までの期間「まん延防止等重点措置区域」として指定されたことから、旭川に帰宅後14日間の自宅検疫を要する地域となりました。その他自宅検疫を要する地域は以下のとおりとなります。

- 1) 国，地方自治体等による「緊急事態措置」，「まん延防止等重点措置」等の措置を発出中の地域に滞在した場合
- 2) 臨床実習及び臨地看護学実習中の学生（学内・学外施設を問わず）は，上記1)に該当する地域に加え，北海道以外の地域に滞在した場合

自宅検疫（登校不可）期間中は、本学構内（病院を含む）及び学外実習施設への立ち入りを禁止します。

【14日間の検疫期間の数え方】

帰宅日 (0日)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	登校日 (15日目)
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	---------------

2. 健康チェック

健康チェックシートは、保健管理センターからの指示に従って提出してください。提出先は保健管理センターです。

3. 注意事項

- (1) 健康チェックは、授業開始後も各自継続して実施してください。
- (2) やむを得ない理由で自宅検疫を要する地域に移動する場合は、1週間前までに学生支援課教務係に申告してください。

Ⅲ. 【学生団体活動方針】

1. 学生団体活動について

8月15日(日)までは、特例として猶予期間を置くことにします。

- (1) 8月15日(日)まで、「新型コロナウイルス感染症対策BCPレベル1における学生行動指針」(7月14日発出)の「Ⅲ. 【学生団体活動方針】」を継続します。体育館、トレーニングルームの使用についても先日までのBCPレベル1での対応と同様とします。ただし、以下の場合はずぐに全面禁止としますので注意してください。

- 1) 学生団体活動での感染者が発生したとき
- 2) 旭川の感染状況が悪化したと大学が判断したとき(例えば、旭川市がまん延防止等重点措置区域に指定されたとき)

- (2) 8月16日(月)以降は、その時点の本学BCPレベルに従います。(BCPレベル2が継続された場合、「全面休止」となります。)

Ⅳ. 【日常生活における注意事項】

1. 病院への立ち入りについて

大学病院への立ち入りは、引き続き、臨床実習・臨地看護学実習時以外は禁止します。

2. 病院見学、面接、就職試験等について

病院見学、面接、就職試験に行く場合は、引き続き、予め病院名、日時、期間を学生支援課(kengakusaki@asahikawa-med.ac.jp)に連絡してください。(フォーマットは、令和2年6月10日付けの全学生向けの通知からダウンロードしてください。)

3. 日常生活，アルバイトについて

日常生活は，一般的な感染予防に留意して送ってください。

くれぐれも自宅での飲み会に関して，深夜まで騒音を響かせている等の近隣住民に迷惑をかけることのないように，社会の一員としてのマナーを守ってください。本学の懲戒規定の対象となる場合があります。

また，アルバイトを行っている人は，感染防止に最大限配慮してください。

4. 健康面，経済面などの相談について

健康面で不安なことがありましたら，保健管理センターまたは学生支援課に相談してください。

経済的な問題なども，必要な場合は学生支援課に相談してください。

5. 海外渡航について

引き続き海外渡航は禁止します。

6. 相談窓口

できるだけ自分自身で連絡するようにしてください。

相談内容	相談先	メールアドレス
体調のこと	保健管理センター	hokekan.amu@asahikawa-med.ac.jp
学生生活，経済的なこと，奨学金など	学生支援課学生総務係	gaku-stu@asahikawa-med.ac.jp
授業，履修など	学生支援課教務係	gaku-kyomu@asahikawa-med.ac.jp
学修支援システム・manaba	学生支援課教務係 manaba 担当	gaku-manaba@asahikawa-med.ac.jp